冤罪とバイアス

笹 倉 香 奈

はじめに

本号の甲南法学には、立命館大学衣笠総合研究機構招聘研究教員(教授)である平岡義博博士の論稿「科学鑑定におけるバイアス」と、ロンドン大学上級研究員で脳科学者のイティエル・ドロー博士らによるふたつの論稿の日本語訳を掲載した。ドロー博士の論稿はいずれも、取調官や専門家たる鑑定人の認知バイアスが刑事手続にどのような影響を与えるのかに関するものである。そして、ドロー博士のふたつの論稿の解題を行い、日本の科学捜査への示唆を得ようとするものが平岡論文である。

ドロー博士は2017年6月に来日され、立命館大学にて開催されたえん 罪救済センターとニューヨーク大学アメリカ・アジア法研究所主催のシ ンポジウム「えん罪を生まないための捜査手法」で基調講演を行われた。 その際の参考資料として配られたものが、このふたつの論稿であった。

欧米では、ここ20年ほどで冤罪原因の分析が進んできた。特にアメリカでは、1990年代以降に DNA 型鑑定によって冤罪を晴らす活動が発展し、雪冤後に冤罪の原因を検証することによって冤罪がどのように構造的に生まれるのかが解明されてきた。

アメリカでは、DNA 型鑑定で雪冤された事件だけですでに353件に上 (甲南法学'18) 58-3:4-81 (151) る。そして、誤った目撃者の証言、誤った科学鑑定、虚偽自白、情報提供者の虚偽供述、捜査機関の非違行為や弁護過誤などがこれらの事件の冤罪の原因であったことが明らかになってきている。このような分析により、現在、アメリカの刑事司法においては大々的な司法の改革が進行中である。冤罪を救済する活動(イノセンス運動)によって引き起こされたこの改革は、アメリカの刑事司法における「イノセンス革命」とも呼ばれている。

しかしながら、最近の心理学研究によって、これらの冤罪事件に共通する新たな冤罪原因が明らかになってきた。それが、刑事司法に関わる各アクターが人間として生来的に持つ認知バイアスや、そこから発生するトンネル・ヴィジョンである。

認知バイアスとトンネル・ヴィジョン

(甲南法学'18) 58-3·4-82 (152)

「トンネル・ヴィジョン」とは、あたかもトンネルの中に入ったとき のように視野が狭窄して認知の範囲が狭くなる状態であり、人間であれ ば誰でも陥る。

トンネル・ヴィジョンはすべての冤罪事件で生じているといわれ、実は最大の冤罪原因であるとさえ言われるのである。冤罪のリスクを高めるのは「犯罪事件を解決しなければならない」という内在的あるいは外

⁽¹⁾ 笹倉香奈「日本版イノセンス・プロジェクトの設立をめぐって――新たな冤罪事件支援の試み」世界883号 (2016年) 229頁、ブランドン・L・ギャレット (笹倉香奈・豊崎七絵・本庄武・徳永光翻訳)『冤罪を生む構造』(日本評論社、2014年) などを参照。

⁽²⁾ トンネル・ヴィジョンと冤罪については、「特集:バイアスと冤罪——日本版 イノセンス・プロジェクトの実践に向けて」『法と心理』17巻1号(2017年)の各 論稿を参照。

⁽³⁾ Keith A. Findley & Michael S. Scott, The Multiple Dimensions of Tunnel Vision in Criminal Cases, *Wis. L. Rev.* 2006 p.291, at 292; Keith A. Findley,

在的な様々な圧力であり、それがトンネル・ヴィジョンを生む。

人間には生来的に様々な認知バイアスがある。例えば、確証バイアス、後知恵バイアス、成果バイアスなどである。全ての人間は周囲に溢れる情報によって混乱に陥らないようにするために、そして情報を効率的に処理するために、これらのバイアスを有している。そしてこれらの内在的な認知バイアスと外在的な要因により、トンネル・ヴィジョンが発生し強化される。

外在的要因とは、刑事司法制度を取り巻く様々な制度的な圧力である。例えば、警察や検察は構造的な圧力を受ける。被害者、コミュニティ、メディア、そして上位機関から事件を解決し、有罪判決を獲得せよというプレッシャーがかかるのである。その他にも捜査官の評定、警察内部の文化や訓練、検察官に対する警察からの情報の選択的伝達、検察官に対するフィードバックの欠缺、弁護人からの構造的な圧力、手続的な障壁などがある。当事者主義的な刑事手続に関与するアクターは「当事者性」を帯びる手続ゆえに認知バイアスを一層強化され、トンネル・ヴィジョンに陥る。

例えば捜査官はある被疑者に焦点を絞って、その被疑者の事件について有罪判決を得るための証拠を選別する。無罪方向を示す証拠は無視されたり排除されたりしてしまう。有罪への志向は証人や目撃者の取調べや識別手続、被疑者の取調べ、情報提供者への対応に影響を与える。社会的な注目を集める重大事件のみならず、日常的な軽微な事件についても同じことが生じる。捜査官のみならず、検察官、弁護人、裁判官など、

Tunnel Vision, in: B. Cutler, ed, Conviction of the Innocent: Lessons from Psychological Research (2012).

⁽⁴⁾ Findley & Scott, at 307-322. Findley at 14 は、これらの他にもアンカリング効果、同調効果、実験効果などを挙げている。

⁽⁵⁾ Findley & Scott at 322–333.

全ての人があるひとつの結論に固執し、トンネル・ヴィジョンに陥る。 トンネル・ヴィジョンは悪意や無関心から生じるのではなく、人間の本 質や、制度的・文化的なプレッシャーからもたらされるものなのである。

刑事司法におけるバイアスへの警鐘

刑事司法におけるバイアスの問題点は、すでに2000年代の前半から北米の刑事司法制度の中で指摘されていた。例えばイリノイ州では、1990年代の終わりに13人の死刑確定者が雪冤された後、当時のジョージ・ライアン州知事が州の死刑検討委員会を立ち上げた。2002年に公表された委員会の報告書では、トンネル・ヴィジョンについて次のような言及がなされている。

「警察には、犯罪を解明し犯人を検挙しなければならないというプレッシャーが常にある。殺人事件の場合は特にそうである。そこで、法執

- (6) Dianne L. Martin, Lessons About Justice from the Laboratory of Wrongful Convictions: Tunnel Vision, the Construction of Guilt and Informer Evidence, UMKC L. Rev., vol. 70, p.847 (2002) at pp. 848–849.
- (7) Findley & Scott, at 292. 以上、トンネル・ヴィジョンについては、笹倉香 奈「トンネル・ヴィジョンと冤罪」法と心理17巻1号 (2017年) 3頁。
- (8) すでにカナダにおいては、Guy Paul Morin 氏の冤罪事件に関する公的調査報告書において、トンネル・ヴィジョン現象を防止するための詳細な提言が行われている。See, Report of the Kaufman Commission on Proceedings Involving Guy Paul Morin, obtainable at: https://www.attorneygeneral.jus.gov.on.ca/english/about/pubs/morin/. また、誤判防止に向けたワーキンググループである FPT Heads of Prosecutions Committee Working Group の報告書(2004年) Report on the Prevention of Miscarriages of Justice は誤判原因のひとつにトンネル・ヴィジョンを挙げ、詳細な防止策について言及している。トンネル・ヴィジョンが各国においてどのように議論されてきたかにつき、Bruce A. MacFarlane, Wrongful Convictions: The Effect of Tunnel Vision and Predisposing Circumstances in the Criminal Justice System (2008), Prepared for the Inquiry into Pediatric Forensic Pathology in Ontario, The Honourable Stephen T. Goudge, Commissioner に詳しい。

行機関は有罪の者に公平な裁きを与えるために目を見張るような努力をしてくれている。このこと自体は賞賛され、支持されなければならない。しかし、被疑者が実は犯人ではないかという結論が一足飛びにとられてしまい、偏見のない客観的な捜査を行うことができなくなってしまう危険性も、捜査段階には常に存在する。被疑者が犯人であると結論づけられてしまうと、他の被疑者についての捜査は打ち止めにされてしまい、当該被疑者を有罪にするために必要な事実と証拠を収集することに捜査が集中してしまいがちである。このような…トンネル・ヴィジョンに陥ることは避けられなければならない」。

法科学とバイアス

現場の捜査官や訴追官、弁護人、裁判官などの認知がバイアスによってゆがめられるとしても、科学的な観点から刑事司法に関わる専門家には認知バイアスの影響はないのではないかとの考え方も示されてきた。 科学捜査や科学鑑定は客観的なものであるから、そこで行われる判断は認知バイアスにより左右されないのではないかということである。

しかし、このような考え方が誤りであることを広く知らしめたのが、 いわゆる「ブランドン・メイフィールド事件」であった。

2004年に発生したスペイン・マドリッドの列車爆破テロ事件(191人死

⁽⁹⁾ Report of the Governors Commission on Capital Punishment (2002) at 20.

⁽¹⁰⁾ E.g., Kassin, Goldstein & Savitsky, Behavioral Confirmation in the Interrogation Room, *Law and Human Behavior*, 27 (2003); Meissner & Kassin, He s Guilty Investigator Bias in Judgments of Truth and Deception, *Law and Human Behavior* 26 (2002); Ask & Granhag, The Elasticity of Criminal Evidence: A Moderator of Investigator Bias, *Applied Cognitive Psychology*, 22 (2007).

⁽¹¹⁾ たとえば、Brent Snook and Richard M. Cullen, Bounded Rationality and Criminal Investigations: Has Tunnel Vision Been Wrongfully Convicted?, in: *Criminal Investigative Failures* (2008).

亡、2000人致傷)で、現場に遺留された指紋が国際手配された。その後、アメリカの FBI がこの指紋の分析を行い、分析の誤りが誤認逮捕に繋がったという事案である。

指紋分析とは、指の先端部の皮膚紋理又はそれを押印してできる像(遺留指紋、潜在指紋)を相互比較し、異同識別をするというものである。指紋は、万人不同・終生不変という性質を持ち、信頼性が高く、犯罪捜査には欠かせないとされてきた。なお、日本では「12点法」という、特徴点を12カ所探し、鑑定人が照合をするという方法が採用されているが(特徴点法)、アメリカ FBI は特徴点が15カ所一致することをメルクマルにしつつ、他の特色を総合的に判断するという手法(ホリスティック・アプローチ)を採用している。

さて、FBI はマドリッドのテロ現場に遺留された証拠物から採取した指紋を鑑定し、アメリカのオレゴン州ポートランドに在住するイスラム教徒の弁護士ブランドン・メイフィールドの指紋と「100%一致」するとして、彼を逮捕した。その後、スペイン警察側は遺留指紋がメイフィールドのものとは不一致であると主張し、最終的には別人が逮捕された。実際、メイフィールドは事件当時に国外へ出たことがなく、無実であることが明らかになったのであった。

この事件を受けて、FBI は指紋の誤鑑定についての調査を行った。調査により判明したのは、以下のとおりの事実であった。FBI の指紋鑑定人は、遺留指紋とメイフィールドの指紋とを比較し、10の特徴点が一致すると判断した後、指紋が一致していることを前提にして「似ている点」を探してしまい、矛盾点を無視してふたつの指紋が「一致する」という結論を出してしまっていた。つまり循環論法に陥ったのであった。この背景にあったのは、自分が重大事件の鑑定にかかわっているというプレ

⁽¹²⁾ Stacey, Report on the erroneous fingerprint individualization in the Madrid train bombing case, *Forensic Science Communications*, 7(1) (2005).

⁽甲南法学'18) 58-3·4-86 (156)

ッシャーであった。

また、一人目の鑑定人の後に、別の鑑定人が最初の鑑定人の鑑定結果をチェックした。しかし、彼もまた「一致するという鑑定が出ている」という情報を受けて鑑定することにより、バイアスがかかったまま鑑定を行ってしまったのであった。

このように、本件での誤鑑定の背景には鑑定人のバイアスが存在した ということが明らかにされた。指紋鑑定のように「信頼性が高い」とさ れてきた客観的証拠も、鑑定人の主観により左右されることが判明した。

この点に着目し、専門家のバイアスについて研究を行ったのがイティエル・ドロー博士であった。

ドロー博士らの著名な2006年の研究は、5人の指紋分析者を対象として、彼らが以前(2000年)に自ら「一致した」と判定した2つの指紋を見せて誤情報を告げた上で、再度2つの指紋が一致するかをたずねるというものであった(なお、5人以外の専門家にも2つの指紋を見せ、たしかに一致しているとの確認を得た)。

5人の対象者に与えられた誤情報というのは「これらの指紋は、マドリッドの爆破事件に関与したテロリストが犯行現場に残した指紋であり、FBIによって誤った指紋照合がなされたものである」というものであった。つまり、誤った文脈情報が提供されたのである。

誤情報を与えられた結果、5人中4人がもともとの自分の判定を変更した。3人は指紋が「一致しない」といい、1人は「分からない」といったのである。つまり、無関係でミスリーディングな誤情報により、指紋の識別判定自体が左右されてしまったのである。

その後、ドロー博士らは、さらに別の実験を行った。6人の指紋照合

⁽¹³⁾ Itiel Dror, David Charlton & Ailsa Peron, Contextual Information Renders Experts Vulnerable to Making Erroneous Identifications, Forensic Science International. 156 (2006)

の専門家に、通常の事件処理をしていると認識させた上で、8対の指紋を提示した。現場の潜在指紋と被疑者の対象資料である。いずれについても6人が以前に鑑定をしたものであった。その上で、①被疑者が自白したという情報、②被疑者にはアリバイがあるという情報、③文脈情報なしの3グループに分けて、判定を行った。

以上の結果、48例のうち、12%において以前とは異なる判定結果が出され、以前の結論とすべての判定が一致したのは、6人中2人のみであった。そして、アリバイ情報を与えたグループでは、以前の一致と異なる結果を出した割合が17%であったのである。

これらの研究から分かるのは、たとえ経験ある捜査官や専門家であったとしても認知の歪みは起きること、つまり刑事司法の関係者たる専門家もトンネル・ヴィジョンに陥り、ひいてはそれが誤判の原因になることである。人間である以上、我々は皆、トンネル・ヴィジョンに影響されるということを、ドロー博士らは明らかにしたのであった。

バイアスの危険性への認識の高まり

2009年に全米科学アカデミー(National Academy of Forensic Sciences)が法科学とそれを用いた科学的証拠の抜本的改革を行うための提言を行った報告書『米国における法科学の強化に向けて』でも、これらの研究結果をもとに、法科学におけるバイアスの問題が取り上げられた。法科学における認知バイアスの問題について、その影響やバイアスを最小限にするための方策についての研究を進めるべきであるとの提言

⁽¹⁴⁾ Dror & Charlton, Why Experts Make Errors, *Journal of Forensic Identification* 56 (2006).

⁽¹⁵⁾ National Research Council, Strengthening Forensic Science in the United States - A Path Forward, 2009. 同報告書について、笹倉香奈「科学的証拠の 「科学化」に向けて」福井厚先生古稀祝賀論文集『改革期の刑事法理論』(法律文 化社、2013) 321頁。

がなされたのである(同報告書124頁)。また大統領のもとで法科学のあり方について検討した「大統領科学技術諮問委員会」(President's Council of Advisors on Science and Technology, PCAST)も、2016年9月に大統領に対する報告書「刑事裁判における法科学――形態比較の手法の科学的有効性を保証するために」を公表し、認知バイアスの問題を大きく取り上げた。

このような議論状況の中、この分野における第一人者であるドロー博士の専門家のバイアスに関する諸論稿は、大きく注目を集めている。

バイアスへの対策

さて、トンネル・ヴィジョンに陥り、冤罪を生まないようにするため にはどのような対策をすれば良いのか。

例えば、フィンドレイはトンネル・ヴィジョンを生み出す認知バイアスを軽減させるため、次のような提案をする。すなわち、①現在の法律上のルールによってトンネル・ヴィジョンが強化されている場合には当該ルール自体の改正を行い、刑事司法の誤判救済機能を強化すること、②認知バイアスや制度上の問題についての教育訓練を警察、検察、弁護人、裁判官に対して行うこと、③証拠収集や捜査手法の改善をすること、例えば二重盲検法を採用すること、④警察・検察権限の行使の監督を強化すること、⑤警察・検察組織の改革をすること、例えば、犯罪捜査研究所を警察組織から分離すること、警察の捜査官と検察を独立させることなどである。

しかし、結局のところ、トンネル・ヴィジョンを完全に防ぐことはで (18) きない。したがって、刑事司法手続を全ての段階で透明化し、警察・検

⁽¹⁶⁾ Forensic Science in Criminal Courts: Ensuring Scientific Validity of Feature – Comparison Methods (September, 2016).

⁽¹⁷⁾ Findley at 21-23.

察と対立するインセンティブやバイアスをもつ者に対して可能な限りの情報を与えることが有効な方策ではないかという観点から、フィンドレイらは証拠開示の重要性を主張する。このようにすることにより、「トンネルの外から」事件を見ることが可能になる。

しかも、心理学的研究によれば、自分が下す決定について公的な説明 責任を負うことが分かっている場合、仮説を検証する際のバイアスは軽 減することが明らかになっている。つまり、警察官も検察官も、公的に 説明責任を負わなければならないことが分かっている場合には、トンネ ル・ヴィジョンに陥りにくくなる可能性がある。

以上の対策に加えてさらにどのような方策がありうるのか。ドロー博士のふたつの論稿は、そのヒントを与えてくれるはずである。

おわりに

取調べによってなぜ虚偽の自白が生まれてしまうのかについて研究をしてきた浜田寿美男氏は、最近、次のように言及した。「冤罪というと警察・検察のでっち上げのように言われますが、実はでっち上げたとされる取調べ側自身も冤罪の中に巻き込まれているというか、彼ら自身も信じ込んでしまっているところがあります。我々は冤罪を国家権力が仕立て上げたものとして理解しがちですが、実は、取り調べる側、取り調べられる側、いずれも同じ人間であって、人間の現象として冤罪をとらえる視点が必要ではないかと最近強く思うようになりました」。

⁽¹⁸⁾ Findley and Scott at 390.

⁽¹⁹⁾ Id., at 391.

⁽²⁰⁾ Richard A. Leo, The Third Degree and the Origins of Psychological Interrogation in the United States, in: Daniel Lassiter ed., Interrogations, Confessions, and Entrapment (2004) 37 at 99.

⁽²¹⁾ 座談会『刑事司法への問い』(岩波書店、2017年) 188頁 [浜田寿美男発言]。 (甲南法学'18) 58-3・4-90 (160)

冤罪とバイアス

このような視点から考えたとき、単に制度的・構造的な問題だけではなく、人間が生来的に持っている性質を考慮した上で、心理学の知見を生かした冤罪原因の分析や対応策を講じる必要性を実感する。本号の諸論稿がその手がかりになることを切に願う。

*本稿は2016年10月に開催された第17回法と心理学会・大会シンポジウムでの報告をまとめた論稿「トンネル・ヴィジョンと冤罪」(『法と心理』17巻1号 (2017年)) に、2017年6月に開催された第15回日本認知心理学会・大会シンポジウムでの報告内容を踏まえた上で、大幅な加筆・修正を加えたものである。